

様式第4号(第5条関係)

許 可 証

住 所 南あわじ市福良丙253番地

氏 名 鳥取興業株式会社

代表取締役 大本 知昭

令和8年2月6日付けで申請のあったことについて、南あわじ市廃棄物処理及び清掃に関する条例第15条第2項の規定により、次のとおり許可する。

令和8年4月1日

南あわじ市長 守本 憲弘



許 可 番 号	南あ廃処分第8-1号		
許 可 業 種	一般廃棄物	事業の範囲	中間処理(圧縮・減容・堆肥化・破碎・飼料化)
	処分業	取扱廃棄物	廃プラスチック・木くず・ガラス陶磁器くず・動植物性残渣・繊維くず
事務所の所在地	南あわじ市福良丙253番地		
事務所の名称	鳥取興業株式会社		
許可の有効期間	令和8年4月1日から令和10年3月31日まで		
許可条件	中間処理の場所は、許可証記載の場所に限る(裏面)		

1. 事業の範囲

(1) 事業所の所在地 南あわじ市福良丙253番地

事業の内容 中間処理（圧縮、減溶、堆肥化、飼料化）

一般廃棄物の種類 廃プラスチック類、動植物性残渣

(2) 事業所の所在地 南あわじ市榎列上幡多1369番地

事業の内容 中間処理（圧縮、破碎）

一般廃棄物の種類 廃プラスチック類、木くず、ガラス陶磁器くず、繊維くず

